

男女共同参画基本計画における夫婦別姓の記述について

「男女共同参画基本計画」とは、男女が社会の対等な構成員として、政治や経済などさまざまな分野で均等に参画できる社会の実現を目指し、1999年に成立した「男女共同参画基本法」に基づき、政府等が取り組む施策をまとめた「計画」のことです。

○第4次基本計画（2015年）

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/pdf/2-09.pdf 92頁

「家族に関する法制について、家族形態の変化、ライフスタイルの多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、・・・選択的夫婦別氏制度の導入、・・・等の民法改正等に関し、司法の判断も踏まえ、検討を進める。」

○第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（骨子案）2020年7月2日

<https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/5th/sidai/pdf/05/01.pdf> 78頁

「家族に関する法制について、家族形態の変化及び多様化、国民意識の動向、女子差別撤廃委員会の最終見解等も考慮し、選択的夫婦別氏制度の導入に関し、国会における議論の動向を注視しながら検討を進める・・・など、民法改正等に関し、検討を進める。」

○第5次基本計画（2020年12月25日閣議決定）

「家族形態の変化及び生活様式の多様化、国民意識の動向等も考慮し、夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し、戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子どもへの影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮し、国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」

※第5次基本計画では、第4次にあった「選択的夫婦別氏制度」という文言が削除されました。